豊橋市都市計画審議会

会議開催予定表

| 会議の名称 | 第 118 回豊橋市都市計画審議会 |
|-----------|--|
| 開催日時 | 平成 27 年 2 月 5 日(木)午後 1 時半~午後 4 時(予定) |
| 開催場所 | 市役所第1委員会室(西館7階) |
| 議題 | 第1号議案 東三河都市計画第一種市街地再開発事業の決定について(豊橋市決定) 第2号議案 東三河都市計画高度利用地区の変更について(豊橋市決定) 第3号議案 東三河都市計画広場の決定について(豊橋市決定) |
| 報告事項 | (1)豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例について (2)東三河都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)(仮称)豊橋田原ごみ処 理施設整備事業に係る都市計画構想段階評価書について(豊橋市決定) |
| 公開又は非公開の別 | 公開 |
| 傍聴者の定員 | 10 名程度 |
| 傍聴手続き | (1)会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに受付に申し出て、会議室に入室して下さい。 (2)傍聴の受付は先着順で行い、定員を超えた場合は抽選とします。 |
| 注意事項 | 会議を傍聴するときは、次の事項を守ってください。 (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと (2)騒ぎたてるような行為をしないこと (3)はち巻き、腕章等をするなどの示威的行為をしないこと (4)飲食および喫煙をしないこと (5)携帯電話は、電源を切るかマナーモードにすること (6)議長の許可なく写真撮影、録画、録音等行わないこと (7)途中退(入)場される場合は、その旨を係員に申し出ること (8)会議の一部を「非公開」とすることを決定した場合は、速やかに退場すること (9)その他会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為はしないこと *傍聴者が上記の事項に違反した場合、又は係員の指示に従わない場合は退場していただくことがあります。 |
| 問い合わせ | 豊橋市都市計画部都市計画課 電話 51-2622 |